

## 議案第9号

### 湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和8年2月24日提出

湯河原町長 内 藤 喜 文

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴い、地域限定保育士制度が一般制度化されたことにより、所要の改正をするため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年湯河原町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「修了した保育士（）」の次に「神奈川県のある区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年湯河原町条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「この条例による改正後の湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）」を「湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に、「、新条例」を「、同条例」に改め、附則第3項中「新条例」を「湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に改める。

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(職員) 第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(神奈川県<del>の区域</del>に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)を含む。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員) 第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(<u>神奈川県<del>の区域</del>に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び神奈川県<del>の区域</del>に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。)を含む。</u>)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>2 (略)</p>	

湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例の一部改正（附則第2項関係）新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、<u>この条例による改正後の湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>（以下「新条例」という。）<u>第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、新条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、新条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。</u></p> <p>3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くように努めなければならない。</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 当分の間、<u>湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定の適用については、<u>同条例第29条第2項第3号、第31条第2項第3号、第44条第2項第3号及び第47条第2項第3号中「15人」とあるのは「20人」と、同条例第29条第2項第4号、第31条第2項第4号、第44条第2項第4号及び第47条第2項第4号中「25人」とあるのは「30人」とする。</u></p> <p>3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、同項の規定による読替え前の<u>湯河原町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例</u>第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くように努めなければならない。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	